「徴兵免除」嘆願文書にみる一九世紀中葉エジプトの農村社會

加藤　博

一　「徴兵免除」嘆願文書
二　「徴兵免除」嘆願書
三　農村支配機構
四　村落構造
五　家族構成

本稿は、エジプト國立公文書館（Dār al-Wathā'iq al-Qawmīya）において『エジプト總督內閣官房トルコ語局文書』（*maḥāfiẓ ma'iya saniya turki*）という名稱で整理されている一群のアラビア語・トルコ語文書のなかに收められている「徴兵免除」嘆願文書を取り擧げ、その書式、內容の具體的紹介を通して、一九世紀中葉エジプトの農村社會の幾つかの特徴を指摘しようとするものである。

ところで、「徴兵免除」嘆願文書のような特殊な文書に依據して論述するとなると、依據する文書の史料的價値について細かく分析する必要があり、そのためには、當該文書が收められている『エジプト總督內閣官房トルコ語局文書』の性格はもちろんのこと、そもそも當該文書が作成された時代背景、つまり、論者によって「近代化」過程とも「從屬化」過

程とも評される近代エジプト史における決定的轉換期であった一九世紀中葉という時代について、またこの轉換期におけるエジプト農村社會の變容とエジプト農民の境遇、とりわけ徴兵制が彼らに與えた影響について解説せねばならない。しかし、これらの諸點については、これまでの拙稿において折りにふれ言及してきたところから、ここでは繰り返すことはしない。(1) また、「徴兵免除」嘆願文書に關しても、それを紹介するのは今回が初めてではなく、詳細な分析はしなかったものの、別の機會にその存在を紹介した。(2) 合わせて參照していただきたい。

一　「徴兵免除」嘆願文書

本稿が依據するのは、『エジプト總督内閣官房トルコ語局文書』に收められ、一八五三年から一八六六年にかけて作成された、三六の「徴兵免除」嘆願文書である。(3) 指摘するまでもないことながら、この三六の文書は、一九世紀中葉において多數作成されたと考えられる「徴兵免除」嘆願文書のほんの一部に過ぎない。(4)

さて、この文書の史料的價値を論じるためには、それが收められている『エジプト總督内閣官房トルコ語局文書』の性格に言及する必要がある。(5) そこで、以下、別の機會に述べたことの繰り返しになるが、(6) 當該文書群の簡單な紹介から論述を開始したい。

さて、『エジプト總督内閣官房トルコ語局文書』のタイトルとなり、「エジプト總督内閣」と譯されたマイーヤ・サーニーヤ (al-ma'iya al-saniya) とは、文字通りには「側近」を意味するが、別名「補佐協議會」(shūrā al-mu'awana) とも呼ばれたことが示すように、エジプト總督の側近くにあって、彼を補佐する内閣あるいは諮問委員會（フランス語譯では、le Cabinet vice-royal）であった。そして、この機關には、當時の言語事情を反映して、アラビア語をトルコ語に、トルコ語をアラビア語にそれぞれ翻譯する部局として、トルコ語局とアラビア語局があった。當該文書群は、このうちトルコ語局によって收集・整理・作成されたものである。

このように、この「エジプト總督內閣」は、その性格から、國政全般に亙って目をくばり、通常の行政官僚機構、司法裁判制度を總合的に統轄する立場にあったが、同時に、同じくエジプト總督に直屬する形で、いわば私的法律・行政顧問團として設置された立法委員會（majlis al-aḥkām）、地方監視局（dīwān al-taftīsh）などと並んで、通常の行政官僚機構、司法裁判制度では臨機應變に對處できない重要緊急司法・行政・立法業務、およびそのための情報收集活動を行った。そのため、この機關は、一方では、御上の命令をすばやく傳達する上意下達機構として機能するとともに、他方では、末端地方行政レベルの住民の不滿を陳情（shakwā）、異議申し立て・申請（ʿarḍ, irāḍ）という直訴の形で吸い上げる機能を果した。

こうして、『エジプト總督內閣官房文書』とは、當時の中央權力にとって緊急に檢討を要するテーマ・事件に關して、「エジプト總督內閣」と地方行政官との間で取り交されたトルコ語・アラビア語文書群を收集・整理したものにほかならないが、「エジプト總督內閣」の前記業務內容から容易に想像されるように、これら文書群は、その內容から、以下の二つに大別することができる。

第一は、新たな制度を導入したり、新たな政策を實施するに際して、そのために中央政府が緊急に必要とした情報に關して、「エジプト總督內閣」と地方行政官とが取り交した文書群である。そして、第二は、すでに導入された制度やすでに實施された政策など、當時の國政に對して國民が行った陳情・異議申し立てに關して、「エジプト總督內閣」と地方行政官とが取り交した文書群である。

そして、本稿が分析の對象とする「徵兵免除」嘆願文書は、第二の範疇の文書群の典型的な例である。つまり、この文書は、エジプト國家が近代國家へと脫皮する過渡期にあたる一九世紀中葉において、おそらく中世以來の「行政裁判所」などと譯されるマザーリム法廷（maḥkamat al-maẓālim）の傳統をひくのであろう、當時存在した「直訴」の制度を根據に作成された書類なのである。周知のように、中世イスラム世界におけるマザーリム法廷は、通常の「宗教裁判所」、つまり

シャリーア法廷（al-maḥkama al-šar'iya）が國家によって任命されるも、立法者たる「神」の命令、具體的にはイスラム法の執行者である「裁判官」（al-qāḍī）の裁判權によって、もっぱら民間レベルの係爭を扱ったのに對して、世俗の政治權力者に認められた特別の君主的裁判權によって、そして「直訴」という法手續きを通して、國政に係わる公的性格をもつ係爭を扱った。(7)

かくて、一九世紀中葉のエジプトにおいて、マザーリム法廷の傳統をひくと思われる「エジプト總督內閣」への「直訴」のなかで、徵兵問題が大きなテーマとなった。というのも、一八二二年における實施以來、徵兵制は、近代的教育制度と並んで、國民國家エジプトの形成にとって根幹的な制度として機能する一方、農業勞働力を奪う措置として、當時のエジプト農村社會に大きな影響を與え、また農民はそれを「血稅」として忌み嫌ったからである。(8) ここに、徵兵業務にあたった行政官――そのほとんどは地方行政機構の末端に位置する村役人である――による不當な扱いに對する抗議を內容とする數多くの「徵兵免除」嘆願文書が作成されることになった。

さて、「徵兵免除」嘆願文書は、「徵兵免除」嘆願文と、その內容の眞僞を確めるべく當局がとった調査手續き經過の記錄文とから成っている。嘆願文は、橫二六センチメートル、縱四〇センチメートルの所定の用紙――一嘆願文を除き、九〇フィッダの證書代とある――に、おそらく代書人によってであろう、書き寫されている。そして、この嘆願文が書き寫された所定の用紙の餘白に、當局による當該嘆願內容の眞僞調査手續きの經過と調査結果が次々と記錄されていく。(9) つまり、當該嘆願書を受理したことの確認、嘆願人の主張が正しいかどうかを確認せよとの命令、この命令に從って實施された、「住民簿」（daftar al-ta'dād）と「死亡登錄簿」（daftar qayd al-mutawwafīn）に基づく嘆願人の家族構成に關する、そして徵兵登錄簿（quyūdāt 'asākir al-jihādīya）に基づく徵兵免除を願い出られた兵士の徵發日に關する調査結果が、(10) さらに、必要に應じて、關係者の年齡を確認する醫者の所見、その他嘆願人の主張の眞僞を確定するために必要とされた事實關係についての村長老たちの見解などが、時には整理された報告という形で、時には質疑應答の形式のままでもって、そ

カルトン番號2〔II〕文書番號554 (*maḥfaẓa raqm 2 〔II〕 wathīqa raqm 554*)

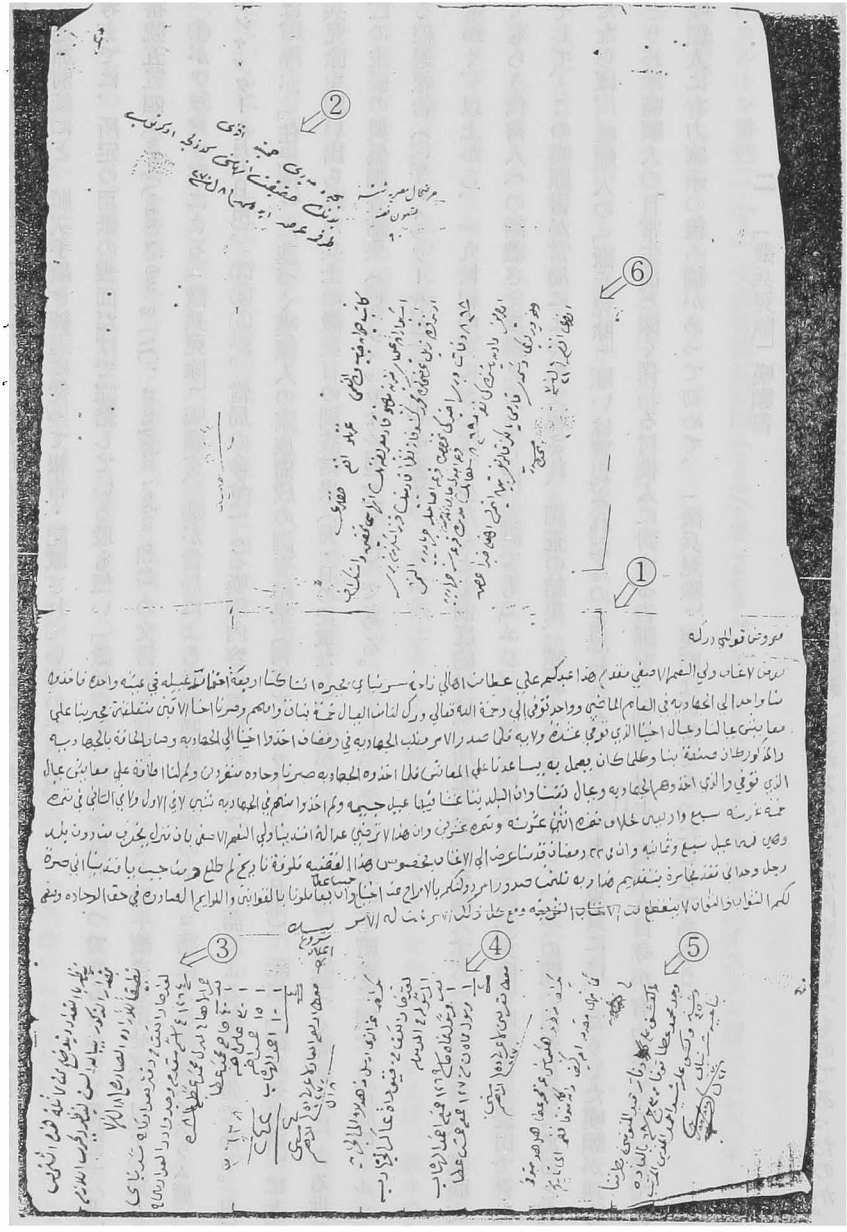

して最後に、以上の手續きの經過報告が、まず上記所定用紙の表面餘白に、次いでその裏面に、さらに紙面が足りない時には、追加別紙にと、順次手續き經過に從って報告・記載されていくのである。

參考までに、所定の用紙の表面だけで完結している最も短い「徵兵免除」嘆願文書の一つであるカルトン番號二〔Ⅱ〕文書番號五五四（*mahfaẓa raqm 2*〔*II*〕, *wathiqa raqm 554*）の文書のコピーによって上記手續きを示せば、以下の通りである。①がアラビア語による「徵兵免除」嘆願文、②が當局による當該嘆願書受理のトルコ語による確認（イスラム曆一二七〇年シャッワール月八日附）、③④⑤が、當局の命令による嘆願內容の眞僞調査のアラビア語による結果報告である。具體的には、③が「住民簿」に基づく嘆願人の家族構成の調査結果（同年シャッワール月一八日附）、④が「徵兵登錄簿」に基づく徵兵免除を願い出られた兵士の徵發日の調査結果（月・日の記載なし）、⑤が「死亡登錄簿」に基づく嘆願人による世帶主死亡の主張の眞僞調査結果（同年シャッワール月二一日附）である。そして、⑥が以上の手續きに關する當局のトルコ語による經過報告（同年シャッワール月二一日附）である。

ともかく、以上から、一九世紀中葉において、少なくとも制度的には、所定の書類を購入するための證書代、嘆願文を書いてもらう代書人への謝禮さえ支拂えるならば、誰でも「エジプト總督內閣」へ「徵兵免除」嘆願書を提出できたこと、そして、この嘆願書が當局によって受理され、調査の結果、嘆願人の主張が正しく、その願い出が正當であると判斷されたならば、嘆願人の「徵兵免除」願いは實現されたものと思われる。もっとも、現實には、こうした嘆願が地方當局、とりわけ嘆願人の日常生活と深く係わる村役人に對する告訴をともなう以上、(11) 嘆願人自身が有力家系の一員であるか、嘆願人に有力家系の後ろ楯があって初めて、「徵兵免除」嘆願は可能であったことであろう。

二　「徵兵免除」嘆願書

それでは、「徵兵免除」嘆願書はどのような書式によって作成され、またどのような內容をもつものであったのか。以

下、この点をみる前に、参考として二つの「徴兵免除」嘆願文を翻譯してみよう。(12)

翻譯(一)カルトン番號二〔Ⅱ〕文書番號五五四（*mahfaẓa raqm 2〔II〕, wathīqa raqm 554*）〔イスラム暦一二七〇年（西暦一八五四年）シャッワール月附〕

「いと氣高き（エジプト總督）閣下に申しあげます。以下は閣下の臣民、ブヘイラ縣スィルナバーイ村住民、アリー・アターの提出にかかるものであります。我々は家計を一つにしている四人兄弟でありますが、我々のうち一人は、去年、兵士として徴發され、もう一人は、我々のもとに五人の娘とその母親を殘して、神の御元に召されました。そこで、我々（殘された）二人（の兄弟）は、己れの家族と死亡した兄弟の家族、つまり一〇人の婦女子（walāya）を養うべく奮闘せざるを得なくなりました。ところが、このラマダーン月に徴兵の命令が下された時、當局は（こともあろうに）この（殘された）私の兄弟を兵士として徴發し、彼は兵士として登錄されたのです。その兄弟といえば、我々のもとでの働き手であり、彼の働きによって我々の生活は成り立っていたのです。當局はその彼を兵士として徴發したため、今や我々は取り殘される結果となり、死亡した兄弟の、兵士として徴發された二人の兄弟の、そして私の家族の生活を繼續させることが不可能になりました。それも、我々が所屬している村落には、多くの成員を抱えている家族が存在しているにもかかわらずです。當局は、一五年前に四七人、一二年前に二〇人を徴發した二つの機會において、こうした（多くの成員を抱える）家族から一人として徴發することはありませんでした。このような、八四家族いる（この）村落の世帯（manzil）を破壞させるような事態は、いと氣高きエジプト總督閣下の公正（ʿadāla）に反します。そこで、ラマダーン月の二二日、我々はこの問題に關する異議申し立て（ʿarḍ）をエジプト總督閣下に提出したのですが、現在に至るも、取り上げていただけません。總督閣下、我々の唯一の働き手の（兵役免除を）御決斷いただけないでしょうか。かくて、ここに我々は僭越ながら（再び）この（嘆願書）を提出し、そのなかで、私の愛する兄弟の（兵役からの）解

除を命じる敕令の公布を願い出た次第であります。そして、もし我々が唯一の眞理に基づいて公布された法律、法令によって取り扱われるならば、氣高きエジプト總督閣下から神の祝福と御慈悲が途切れることはないでしょう。かくして、事態は納まるところに納まることでしょう。」

翻譯(二)カルトン番號二二〔Ⅱ〕文書番號二九九（*mahfaẓa raqm 22*〔*II*〕, *wathiqa raqm 299*）〔イスラム暦一二七五年（西暦一八五八年）ラビーゥ月附〕

「（エジプト總督）閣下に申しあげます。以下は閣下の僕、ローダ・バハレイン縣マンスーラ・フィルサンク村住民ガミーラ女の提出にかかるものであります。（私は現在でこそマンスーラ・フィルサンク村に住んでおりますが、）我々、つまり私の夫、私の息子、（そして私）は、かつてローダ・バハレイン縣トゥーフ・ナサーラ村に住んでおりました。ところが、私は（ある日）病氣となり、視力を失い、それが原因で數年前、夫と正式に離婚いたしました。我々にはユーセフ・アリーという名の息子が一人いるだけでした。その彼は讀み書きが出來、そのため、彼の父が我々を見捨てた後、我々を養ってまいりました。つまり、我々には養い手として彼しかいないのです。ところが、マンスーラ・フィルサンク村の村長老（shaykh）の一人であるアター・アッラーは、我々が（この村を本籍としない）寄留者（aghārib）として村の寄留者名簿（daftar al-aghārib）に登錄されているにもかかわらず、我々が貧乏であるという理由から、我々に無體を働き、我々のこの一人息子を徵發し、この村から兵士として送り出したのです。ところが、閣下の僕であるこの私はといえば、目がみえず、この息子以外に賴るべき身寄りはないのです。また、臣民の一人が不正を受けるなど公正（ʿadāla）に反します。そこで、我々は僭越ながら、あえてこの異議申し立て（irād）を總督閣下に提出し、そのなかで、關係各位に對して、氣高きその御慈悲から以上の不正を明らかにし、調査後、息子を（兵役から）解除するか、この閣下の僕に對して生活のための手段を講じるかを願い出た次第であります。というのも、私は息子が奪われた後の物乞い

の生活にもはや耐えられないからであります。關係各位にしかるべき善處をお願いいたします。」

さて、上記二つの翻譯例から窺われるように、「徵兵免除」嘆願書のほとんどは、唯一の家族の働き手が不當に徵發されたとして、彼の兵役からの解除を申し立てる內容からなっている。實際、かかる內容をもった申し立ては、當時のエジプト政府の方針にそったものであった。というのは、エジプト政府は、徵兵による軍事力確保を目差す一方、農業勞働力の確保にも腐心しなければならなかったからである。つまり、耕地面積との比較において人口が不足氣味であった一九世紀中葉にあって、エジプト政府にとって、農家經營の破綻と農村社會の疲弊を避けるため、家族に少なくとも一人の働き手を確保することは至上命令であったのである。(13)

その際、働き手と認められる人物の年齡の上限は、カルトン番號二〔Ⅱ〕文書番號三〇一（*maḥfaẓa raqm 2* 〔*II*〕, *wathiqa raqm 301*）の「徵兵免除」嘆願文の文面などから知られるように、六〇歲であることは明らかであるが、その下限は定かでない。カルトン番號二〔Ⅱ〕文書番號四八二（*maḥfaẓa raqm 2* 〔*II*〕, *wathiqa raqm 482*）における當局と嘆願人との質疑應答の記錄のなかに、當局が一三歲から二三歲までの青年を兵士として徵發するよう命令した、との文言があるが、おそらく、この數字が働き手の年齡の下限を示唆するものと考えられる。(14) と同時に、この數字は、當時のエジプト政府によって徵兵の對象とされていたのが若い青年層、つまりは次男、三男の青年たちであったことを示しているように思われる。しかし、徵兵に際してのこうした政府の配慮は、徵兵業務の末端責任者である村役人の職權濫用によってしばしば無視された。かくて、不法に徵發された唯一の家族の働き手の兵役からの解除を願い出る「徵兵免除」嘆願書が書かれることになったのである。

以上、「徵兵免除」嘆願書のほとんどが家族の働き手の確保を目的とした嘆願を內容とするものであったことを指摘した。それ以上の個々の嘆願內容については、それらが社會史研究にとって興味ある資料を提供するものの、ここでは紙面

の都合上、後節の論述において必要な限りの言及にとどめ、その詳細には踏み込まないこととする。ただし、こうした具體的内容とは別に、「徴兵免除」嘆願書の書式一般については、改めて注意を喚起しておきたい。というのも、そこには、別の機會において、嘆願文をテキストとしてエジプト農民の權力觀を讀み解くべく試みた時に示したように、[15] 當時におけるパトロン・クライエント關係を中心とした國家と農民との關係が端的に表現されているからである。

三　農村支配機構

我々は、「徴兵免除」嘆願文書から、當時におけるエジプト國家の農村支配機構の一端を知ることができるが、この農村支配の核心にあったのは、第一節で指摘した三つの臺帳、つまり、「住民簿」(daftar al-ta'dād)、「死亡登録簿」(daftar qayd al-mutawwafīn)、そして「徴兵登録簿」(quyūdāt 'asākir al-jihādiya) であった。

「住民簿」がいつから作成されるようになったのかについては定かでない。しかし、この「住民簿」が、少なくとも農村部においては、一八四七年頃までには完備していたであろうことは、イスラム暦一二六三年（西暦一八四七年）ラマダーン月二四日の日附をもつ、エジプト總督（ムハンマド・アリー）からダアファー遊牧部族長にあてた命令の内容から知られる。というのも、この文書は當該部族長に對して部族民の人口調査 (ta'dād al-nufūs) の確認を命じたものであり、當時、人口調査が遊牧民社會にまで及んだことを示すものであるが、[16] この文書の冒頭には、「周知のように、久しくエジプト諸地方において住民の人口調査が實施せられており、現在までに、すでに多くの地域について住民の人口調査が完了している」とあるからである。この人口調査 (ta'dād al-nufūs) の結果作成されたのが「住民簿」(daftar al-ta'dād) であることは閒違いないと思われる。[17]

「死亡登録簿」がいつから作成されるようになったのかについては、はっきりしている。一八二〇年代以降、中央ならびに地方における保健行政の近代化が計られたが、その一環として、イスラム暦一二五三年の初頭（西暦一八三七年）、生誕

と死亡に關する初めての法律が公布され、イスラム暦一二五四年ムハッラム月一日（西暦一八三八年三月）、現實に適用された。しかし、この法律は、死者の埋葬の登錄を義務づけただけで、死因などに關する死亡報告書の作成を義務づけたものではなかった。死亡報告書の作成を義務づけたのは、一八四一年八月三〇日附の敕令であった。この敕令によって、男性ならびに女性からなる保健專門官（muwaẓẓafūn khufarā'）が任命され、醫者が不在の場合でも、彼らの責任による死亡報告書の作成が義務づけられた。さらに、一八四七年八月二二日に公布された下エジプト地方に關する保健視察法（lā'iḥat al-taftīsh al-ṣiḥḥī bi-mudīriyāt al-wajh al-baḥrī）のなかで、それまで村役人（mashāykh aw 'umad al-bilād）のもとに保管されていた死亡・生誕・郡廳所在地における接種に關する諸臺帳（dafātir al-mutawwafīyīn wa al-mawālīd wa al-taṭ'īm al-khāṣṣa bi-l-bandar）を縣（mudīrīya）單位で配屬されている保健局長（ḥakīmbāshī）のもとで一括管理すべき旨定められた。(18) 「徵兵免除」嘆願文書に記載されている「死亡登錄簿」が、この保健局長のもとに保管されていた臺帳の寫しであることは明らかである。

これに對して現在まで、「徵兵登錄簿」がいつ作成されるようになったのかを、法令その他公式文書のなかで確認することはできないでいる。しかし、そもそも、我々が徵兵制と呼ぶところの農民の兵士としての徵發が一八二二年に開始されたこと、また、もし正確な「徵兵登錄簿」を作成しようとするならば、村落住民に關する「住民簿」の存在を必要としたであろうことを考えるならば、「徵兵登錄簿」の整備は、「住民簿」の作成過程と重なる時期になされたと考えるのが妥當だろう。實際、先に指摘した、遊牧部族民に對する人口調査の確認を內容とした、一八四七年附エジプト總督からダアファー遊牧部族長あて命令のなかでは、人口調査の目的として兵役その他公共事業への勞働力徵發が指摘されている。

さて、以上、三つの臺帳の作成日附を確定する作業によって明らかになったことは、「住民簿」、「死亡登錄簿」、そして「徵兵登錄簿」の三つの臺帳がほぼ同時に、というよりは互いに密接な關係をもちながら作成・整備された、ということである。そして、この三つの臺帳が同時に整備されたと考えられる時期とは一八四〇年代であり、この時期こそ、村長

職（'umda, pl. 'umad）の創設に代表されるエジプト農村行政の再編成の時期であった。[19]

四　村落構造

ところで、前節で指摘した三つの臺帳の管理者をみるに、「住民簿」については村落徴税人（sarrāf al-nāḥiya）であり、「死亡登録簿」については、先に述べたように、保健局長（ḥakimbāshī）であり、そして「徴兵登録簿」については村長老（shayḫ al-balad）であった。[20] このことから、我々は以下の二つの問題點を引き出すことができる。

第一は、上記三つの臺帳はほぼ同時に、そして互いに關連し合いながら整備されていったが、その作成にはそれぞれ獨自の目的をもっていたという點である。つまり、「住民簿」は、その管理者が村落の徴税人であることが示すように、第一義的には税の徴收のための臺帳であったのに對して、「徴兵登録簿」は文字通り農民の勞働力、すなわち血税を管理するための臺帳であった。また、「死亡登録簿」は、農民の生死の登録の管理、つまりは「住民簿」と「徴兵登録簿」の目的をともに支える農民の勞働力の確保を目的とした臺帳であった。というのも、徴兵はもちろんのこと、税の徴收にとっても、當時のエジプト政府の最大の關心事、それは農民の勞働力の確保であったからである。かくて、税と血税とは手をたずさえて農民の前に現われたのであった。

そして、第二は、國家が農民を管理・支配する方法は一律ではなく、行政領域によって微妙な違いをともなったが、こうした行政領域による國家權力の介入の仕方の違いは多分に當時の村落社會の構造を反映したものであった、という點である。この點について、行政領域による國家の中央集權的統制度の違いに着目して少しく解説してみよう。

一八四〇年代にみられた農村行政の再編成における當時のエジプト政府の意圖を最も端的な形で表現しているのが、前節で指摘した「死亡登録簿」の整備過程である。つまり、そこにみられるのは、農民の生死の登録の管理を村レベルから縣レベルへと中央集權化することであるが、こうした保健行政における情報の中央集權化の影響は、ひとり保健行政の領

域にとどまるものではなかった。例えば、それは、生薬商品、生薬商（ʿaṭṭārīn）の規制、具體的には生薬商品が村落の生薬商（ʿaṭṭārīn al-bilād）を通して賣却されることを禁じ、主要都市部（bandar, pl. banādir）においてのみ、そして保健官（ḥakīm, pl. ḥukamā'）と衛生役人（ma'mūrīn al-ṣiḥḥa）の監視のもとでのみ販賣されることを許す法的措置を通じて、財の市場・流通機構にも影響を及ぼした。(21)

しかし、このような行政の中央集權化は、當時の社會構造、とりわけ村落社會や農民家族の構造を前提とする限り、すべての領域において一律になされたわけではないし、また實現されたわけでもなかった。そして、この國家の政策と社會構造との間の微妙な驅け引きは、國家の農村支配のための二本柱、つまり徵稅と徵兵における行政手續きをみる時、その一端が明らかになる。

農村行政の再編成がみられた一九世紀中葉、それは土地制度史の觀點から述べるならば、ムハンマド・アリー時代（治世一八〇五—四八年）の土地國有原則が崩れ、土地私有原則に基づく土地制度へと移行する過渡期であったが、これを土地稅制度史の觀點から述べるならば、納稅者たる農民を把握する場、つまり具體的には課稅の場を、本籍地から居住地へと移して行く時代に當った。ムハンマド・アリー時代の土地國有原則とは、煎じ詰めれば、農民を特定の村落に縛りつけて彼らの勞働力を直接支配しようとする政策であった。アスル（aṣl）という言葉は通常、血統上の祖先を意味するが、當時の文脈にあってはバラド・アスリー（balad aṣlī）、すなわち本籍地を意味した。そして、この本籍地制度のもとで農民を本籍地に縛りつけるために、村長老たち（mashāykh al-balad）は彼らの管理下にある農民たちの保證人（ḍāmin）となった。(22)またそれ故にこそ、第二節において翻譯(一)として譯出した文書のなかに出てくる、當該村落を本籍地としない寄留者（gharīb, pl. aghārib）——この言葉の文字通りの意味は部外者、他所者である——のための寄留者名簿（daftar al-aghārib）が作成されたのである。

ところが、一九世紀中葉に至って、エジプト政府はこの本籍地制度に基づく農民の勞働力を直接支配する徵稅方式を放

棄せざるを得なくなる。こうして新たな農民支配方式として選擇されたのが、土地の私有制、具體的には地主制を前提とした間接的な農民支配、つまり農民を居住（iqāma）地で把握したうえでの課税であった。[23] かくて、本籍地制度が放棄された以上、税制業務のうえからは、村長老たちが農民たちの保證人となる制度は徐々に有名無實なものとなっていった。そのなかから、村長老たちに代わって村落の徵税業務の責任者として擡頭したのが、一八四〇年代以降、その存在が公式文書で確認できる村長（umda）であった。そして、徵税業務においてこの村長を補佐したのが村落の徵税人（ṣarrāf al-nāḥiya）であり、かくして、この徵税人によって「住民簿」が管理されることになったのである。

さて、以上、徵税業務に關する限り、本籍の觀念と保證人の制度は有名無實なものとなっていった。しかし、そうだからといって、それらが當時のエジプト政府にとって不必要なものになったのか、というとそうではなく、この本籍の觀念と保證人の制度は徵兵業務のなかで生き續けた。この場合、何の保證人かといえば、徵發された兵士の逃亡に對して連帶責任を負う保證人である。[24] そして、この保證人となったのは村長老（shaykh al-balad）であり、徵兵の責任者として「徵兵登錄簿」を管理し、それ故「徵兵免除」嘆願書で訴えられたのも、ほかならぬこの村長老であった。

この事實は、同じ村役人ながら微妙に異なる村長老と村長の性格を考える時、徵税業務と徵兵業務との間の質の違いを窺わせて興味深い。つまり、村長老と村長は、ともに國家權力と村落住民との接點に位置していたものの、村長老が傳統的村役人として村落住民の代表者という色彩を強くもっていたのに對して、一九世紀中葉における農村行政の再編成のなかで創設された村長は、文字通りの中央權力と直接結びついた村役人として、地方行政の末端單位たる村落における住民管理の責任者であった。[25] それ故、農村行政の再編成による中央集權體制の強化という趨勢のなかにあっても、徵税業務と異なり、農民の勞働力の徵發、つまりは徵兵業務においては、村民との間に傳統的な人間關係を維持している村長老をその責任者としなければならなかったのである。

五　家族構成

先に指摘したように、「徴兵免除」嘆願文書には、嘆願人の主張の眞僞を確める手段の一つとして「住民簿」への照合結果が報告されている。そのため、嘆願文書のすべてにおいてではないものの、その多くに當該嘆願人の家族に關する「住民簿」の寫しが記載されている。本稿が依據する三六文書のうち、こうした「住民簿」の寫しが記載されているのは一四文書である。これらの「住民簿」の寫しに盛られている情報を當時のエジプト農民の家族構成の特徴を知るための資料として利用することには、その事例數が甚だ少ないという點を除いても、多くの留保を必要とする。例えば、これらの寫しは、徴兵にとられた家族唯一の働き手を返してほしいと訴える嘆願人の家族に關するものであるため、比較的規模の小さな家族に關するものであると判斷される。また、調査項目が家族の働き手の有無にあるため、多くの報告が男子のみを對象としたもので、家族全體の構造を知る資料とはなり得ていない。[26] しかし、こうした限界はあるものの、「住民簿」そのものに當たれない現在、たとえそれらが假説の域を出ないものであっても、そこから幾つかの結論を引き出すことには、何がしかの意味があろう。そこで、以下、「住民簿」の寫しの一四例を紹介した後、そこから當時の農民の家族構成に關する幾つかの留意點を指摘することによって、本稿の結びとしたい。[27]

事例①　家族構成――男子六人
　世帯主（五五歳）　息子（三〇歳）　息子（一五歳）　息子（一二歳）　息子（六歳）　息子（二歳）

事例②　家族構成――男子三人
　世帯主（四五歳）　息子（一二歳）　息子（七歳）

事例③　家族構成――男子三人

世帯主（四〇歳）　息子（一二歳）　息子（三歳）

事例④　家族構成――男子九人

世帯主（七〇歳）　息子A（二五歳）　息子B（三〇歳）　息子C（一五歳）　息子D（一二歳）　息子E（九歳）　息子F（七歳）　息子Bの孫（八歳）　息子Aの孫（三歳）

事例⑤　家族構成――男子五人

世帯主（八〇歳）　息子A（三〇歳）　息子B（一五歳）　息子C（三歳）　息子Aの孫（六歳）

事例⑥　家族構成――男子二人・女子四人

男子――世帯主（二〇歳）　異母兄弟（二〇歳）　女子――妻（二〇歳）　母（五〇歳）　父方伯母（七〇歳）　異母兄弟の母（六〇歳）

事例⑦　家族構成――男子四人・女子一〇人

男子――世帯主（六〇歳）　兄弟A（五〇歳）　兄弟B（二五歳）　兄弟Aの息子（一五歳）　女子――妻（二五歳）　妻（三〇歳）　娘（二〇歳）　娘（二歳）　兄弟Aの妻（四〇歳）　兄弟Aの娘（一〇歳）　兄弟Aの娘（八歳）　未亡人（七〇歳）　未亡人の娘（一〇歳）　兄弟Bの妻（二五歳）

事例⑧　家族構成――男子二人・女子四人

男子――世帯主（五〇歳）　息子（一五歳）　女子――妻（四〇歳）　娘（七歳）　娘（五歳）　息子の妻（一五歳）

事例⑨　家族構成――男子四人

世帯主（四〇歳）　兄弟（三〇歳）　兄弟（一五歳）　兄弟（一〇歳）

事例⑩　家族構成――男子七人〔うち、自由人（aḥrār）六人・奴隷（raqīq）一人〕

自由人――世帯主（六〇歳）　息子（一五歳）　息子（五歳）　息子（五歳）　息子（三歳）　息子（一歳）　奴隷――奉

公人（tābi'）（二〇歳）

事例⑪　家族構成――男子二人・女子二人

男子――世帯主（八歳）　兄弟（一二歳）　女子――母（四〇歳）　兄弟の母（三〇歳）

事例⑫　家族構成――男子三人・女子三人

男子――世帯主（八〇歳）　息子（三〇歳）　兄弟の息子（二〇歳）　女子――妻（六〇歳）　娘（一歳）　孫（一歳）

事例⑬　家族構成――男子二人・女子二人

男子――世帯主（六〇歳―現在六八歳）　息子（九歳―現在一七歳）　女子――妻（四〇歳）　娘（四歳）

事例⑭　家族構成――男子二人・女子二人

男子――世帯主（三五歳）　息子（五歳）　女子――妻（三〇歳）　娘（二歳）

さて、以上の一四の事例にみる家族構成に依據してまず指摘すべきは、「住民簿」において「家族」を示す單語として、その社會的・經濟的機能について何かと議論の多い「家族」を表現する二つの單語、つまりそれぞれ核家族、擴大家族と譯されることの多いウスラ（usra）、アーイラ（'a'ila）ではなく、[28]「世帯」を意味する manzil という單語が使われているということである。從って、家長は「世帯主」、つまり ṣāḥib al-manzil である。この事實は、少なくとも國家にとって、「家族」とは漠たる血緣共同體ではなく、一つの家計單位、具體的には納稅單位となる家計單位として意識されていたことを示している。

それでは、この「世帯」はどのような構成員からなっていたのであろうか。この點においてすぐに氣がつくのは、一四事例のうち八事例――事例①②③⑧⑩⑫⑬⑭――が、女子成員を除けば、世帯主とその息子たちから構成されているということである。つまり、「世帯」の基本は父―息子を中心とする核家族であり、その規模を擴大させても、事例④⑤に示

されるように、せいぜい未成年の孫を含む三世代家族であった。

従って、世帯主が死亡すれば息子たちは、自らの家計を維持し得る限り、それぞれ獨立した新たな「世帯」を構えたと思われる。というのも、四事例――事例⑥⑦⑨⑪――において兄弟同居の「世帯」がみられるが、それらはすべて特殊な家族事情にあるからである。つまり、事例⑥⑪は異母兄弟、それも若年の兄弟から構成される「世帯」であり、事例⑦⑨は世帯主に息子がいない「世帯」なのである。そのため、兄弟が一緒に生計を立てているとしても、それは生活のためにそうせざるを得ないからであると考えられる。實際、事例⑨は、第二節における翻譯(一)の「徵兵免除」嘆願文の內容が示しているように、家族共同土地保有制度のもとで「家計を一つにしている」、つまり生活のために土地經營を共同で行っている四人兄弟から構成される「世帯」なのである。(29)

かくて、「世帯」の基本は父―息子を中心とする核家族であったが、こうした父系直系の構成員を別にすれば、當時の「世帯」はさまざまな範疇の成員を含んでいた。まず、父系のみならず母系の親族が「世帯」のなかに多く含まれていた。こうした「世帯」に含まれる親族構成は、一夫多妻制に起因した異母兄弟の存在のために複雜なものとなった。さらに、「世帯」のなかには、事例⑩――ただし、この事例の世帯主はカイロを據點とし、商業を主たる生業とする者であり、事例としては例外的であるかもしれない――に示されるように、奉公人（tābi'）――彼は通常の家族成員が自由人（ahrār）と呼ばれているのに對して奴隷（raqīq）と呼ばれている――などの擬制的家族成員も含まれていた。そして、かかる多様な「世帯」構成員の存在は、次の二つの理由に歸すことが出來るであろう。つまり、第一は、當時の死亡率の高さに起因する多くの扶養親族の存在であり、第二は、生活維持のための勞働力の確保の必要性である。

註

（1）これまでに發表した私の近代エジプト社會經濟史關係の論文のほとんどは、近代エジプト史において決定的轉換點となった一九世紀中葉の歷史的意味の解明に向けられている。從って、この時代に對する私の評價についてはこれら諸論文を

参照してもらうしかないが、ここでは、本稿のテーマと直接關係する近代エジプト農村・農民問題の研究動向と問題點を整理した論文として、以下の拙稿を擧げておく。加藤博「近代エジプトにおける國家と農民」(『歴史學研究』增刊號・第五八六號、一九八八年)。

(2) 註(1)で指摘した拙稿、ならびに加藤博「エジプト農民の權力觀」(シリーズ〈世界史への問い〉第六卷『民衆文化』岩波書店、一九九〇年所收)を參照のこと。

(3) 三六の「徵兵免除」嘆願書の文書整理番號を列擧すれば、以下の通りである。

——カルトン番號一〔Ⅰ〕(舊カルトン通し番號二一)文書番號六五、日附・イスラム曆一二七〇年(西曆一八五三年)ムハッラム月二〇日(*mahfaẓa raqm 1*〔*I*〕, *wathiqa raqm 65*)。

——カルトン番號二〔Ⅱ〕(舊カルトン通し番號二四)文書番號三〇一、三一九、三三七、三四九、三六四、三九一、三九二、三九九、四一〇、四一二、四三〇、四五九、四八二、四九五、四九七、五〇四、五〇五、五五四、五六一、五六二、五六三、五六五、日附・イスラム曆一二七〇年(西曆一八五四年)ジュマーダーⅡ月二九日〜シャッワール月二九日(*mahfaẓa raqm 2*〔*II*〕, *wathiqa raqm 301, 319, 337, 349, 364, 391, 392, 399, 410, 412, 430, 459, 482, 495, 497, 504, 505, 554, 561, 562, 563, 565*)。

——カルトン番號九〔Ⅰ〕(舊カルトン通し番號三七)文書番號一九八、日附・イスラム曆一二七二年(西曆一八五五年)ラビーゥⅠ月二二日(*mahfaẓa raqm 9*〔*I*〕, *wathiqa raqm 198*)。

——カルトン番號二二〔Ⅰ〕(舊カルトン通し番號五七)文書番號三六、日附・イスラム曆一二七五年(西曆一八五八年)ラビーゥⅠ月六日(*mahfaẓa raqm 22*〔*I*〕, *wathiqa raqm 36*)。

——カルトン番號二二〔Ⅱ〕(舊カルトン通し番號五八)文書番號二八六、二九九、日附・イスラム曆一二七五年(西曆一八五八年)ラビーゥⅡ月二七、二八日(*mahfaẓa raqm 22*〔*II*〕, *wathiqa raqm 286, 299*)。

——カルトン番號三七〔Ⅰ〕(舊カルトン通し番號八〇)文書番號一四二、一四三、一四八、二一〇、日附・イスラム曆一二八二年(西曆一八六六年)シャッワール月一八〜二九日(*mahfaẓa raqm 37*〔*I*〕, *wathiqa raqm 142, 143, 148, 210*)。

——カルトン番號三七〔Ⅱ〕(舊カルトン通し番號八一)文書番號二一五、二二四、二二八、二八一、二八三、日附・イスラム曆一二八二年(西曆一八六六年)ズゥルカアダ月一〜一三日(*mahfaẓa raqm 37*〔*II*〕, *wathiqa raqm 215, 224, 228, 281, 283*)。

(4) 私は、一九八二年から一九八四年にかけてのカイロ滯在中に、『エジプト總督內閣官房トルコ語局文書』のうち、一八五三年から一八六五年までの一二年間に作成された都合六一カルトンに收められた文書に目を通すことができた。一カルトンには、數行しかない敕令から、數一〇葉、數一〇ページ

に及ぶ調査報告書まで、平均して二五〇文書が含まれている。本稿が依據する三六の文書は、そのなかに收錄されている「徵兵免除」嘆願書のサンプルとしてコピーをしてもらった、あるいは自ら手で書き取った文書である。

(5) 近代エジプト史研究において利用可能な「文書」についての基本的な手引き書は、現在においてもまだ J. Deny, *Sommaire des archives turques du Caire*, Le Caire, 1930 であるが、以下の論文は、簡單な解說ではあるが、各種「文書」の性格と所在を知るのに便利な文獻である。アリー・バラカート「エジプト社會史の研究資料——困難と問題點——」(アリー・バラカート著、加藤博・長澤榮治譯・解題『近代エジプトにおける農民反亂——近代エジプト社會史研究入門——』アジア經濟研究所、一九九一年所收)。

(6) 加藤博「一九世紀中葉エジプトにおけるさまざまな土地範疇——リズカ地について——」(『一橋論叢』第九八卷第六號、一九八七年)一五九—一六二頁。

(7) 中世におけるマザーリム法廷については以下の文獻を參照のこと。松田俊道「マムルーク朝時代のマザーリム制度に關する覺書」(『イスラム世界』三三・三四號、一九九〇年)。

(8) ここで徵兵とは、一八二二年に開始されたエジプト政府による農民の兵士としての徵發措置を意味する。從來、この徵兵制は、'Abd al-Raḥmān Zakī, *al-tārīkh al-ḥarbī li-'aṣr muḥammad 'alī al-kabīr*, Cairo, 1950, Muḥammad al-Surūjī, *al-jaysh al-miṣrī fī al-qarn al-tāsi' 'ashar*, Cairo 1967 に代表されるように、近代エジプト軍事制度史のなかで論じられるのを常とした。しかし、徵兵制はこのような狹い軍事制度史の枠組をはるかに越えた經濟的・社會的射程、影響力をもつテーマである。そこで、近年になってやっと、徵兵制を近代エジプト社會經濟史のなかに位置づけて論じようとする以下のような文獻が現われるようになった。'Alī Shalabī, *al-miṣriyūn wa al-jundiya fī al-qarn al-tāsi' 'ashar*, Cairo, 1988.

(9) カルトン番號二〔Ⅱ〕文書番號四三〇 (*maḥfaẓa raqm 2* 〔*II*〕, *wathīqa raqm 430*) の用紙のみは四五フィッダとなっている。

(10) 住民簿 (daftar al-ta'dād)、死亡登錄簿 (daftar qayd al-mutawwafīn)、徵兵登錄簿 (quyūdāt 'asākir al-jihādiya) については第三節を參照のこと。

(11) ここでの村役人とは、具體的には村長老 (shaykh) のことである。彼らは、カルトン番號二〔Ⅱ〕文書番號三九一 (*maḥfaẓa raqm 2* 〔*II*〕, *wathīqa raqm 391*) の「徵兵免除」嘆願書の記述から端的に窺われるように、その村役人としての立場を利用して、自らの親族 (aqārib al-mashāyikh) や彼らの一族郎黨 (ittibā') を徵兵の對象から外すことに努めた。また、彼らは、露骨な形では、カルトン番號一〔Ⅱ〕文書番號六五 (*maḥfaẓa raqm 1* 〔*II*〕, *wathīqa raqm 65*) や同カルトン番號・文書番號四九七 (*maḥfaẓa raqm 1* 〔*II*〕, *wathīqa raqm 497*) の「徵兵免除」嘆願書に示されているように、村民から賄賂 (rashwa) を受けとって徵兵回避の便宜を計った。なお、村長老については、第四節を參照のこと。

(12) また、加藤博「エジプト農民の權力觀」のなかで（九三—九四頁）、イスラム暦一二七〇年（西暦一八五四年）シャッワール月附、カルトン番號二〔Ⅱ〕文書番號四三〇（*maḥfaẓa raqm 2 [II], wathīqa raqm 430*）の「徵兵免除」嘆願文が翻譯されている。合わせて參照されたい。

(13) 農家經營の破綻と農村社會の疲弊を避けようとの當時のエジプト政府の配慮は、分割相續による土地保有單位の際限ない細分化に對處する方策としての家族共同土地保有制度、つまり家長の死後も、家族の土地經營、家計、納稅單位としての枠組を維持するため、引き續き家族の最年長者の名義による租稅臺帳への土地登錄を認める制度の容認にも表われている。翻譯(一)の「徵兵免除」嘆願文のなかにみられる「我々は家計を一つにしている四人兄弟であります」という表現が意味しているのがこの家族共同土地保有制度である。この制度については、とりあえず以下の文獻を參照のこと。加藤博「エジプトにおける私的土地所有權の確立」（『東洋文化研究所紀要』第九一冊、昭和五七年）一〇五—一一二頁。

(14) ムハンマド・アリー期、アッバース期における徵兵年齡は一八歳から二二歳であったという。ただし、この數字は確定されたものではなく、アッバース期の文書から知られる限り、一三歳から二七歳の青年が徵發されているという。Shalabī, *al-miṣriyūn wa al-jundiya*, pp. 60, 63—65.

(15) 加藤博「エジプト農民の權力觀」九二—九八頁。

(16) *maḥāfiẓ abḥāth (maḥfaẓa 131), maḥfaẓa mudīriyāt wajh qibli. ṣūra al-wathīqa al-ʿarabīya bi-dān raqm.* また、日附はないが、おそらく同時期に作成されたと思われる以下の二つの嘆願書にも、同主旨の內容が含まれている。*maḥāfiẓ abḥāth (maḥfaẓa 131), maḥfaẓa mudīriyāt wajh qibli. ṣūra al-wathīqa al-ʿarabīya bi-dān raqm,*（日附なし、ダアファー遊牧部族長からファイユーム、ベニー・スエフ縣知事あて嘆願書）*do., maḥfaẓa mudīriyāt wajh qibli. ṣūra al-wathīqa al-ʿarabīya bi-dān raqm*（日附なし、フクータ、ファルジャーン遊牧部族長からファイユーム、ベニー・スエフ縣知事あて嘆願書）。

(17) 例えば、カルトン番號二〔Ⅱ〕文書番號三一九（*maḥfaẓa raqm 2 [II], wathīqa raqm 319*）の「徵兵免除」嘆願文書に記載された「住民簿」の作成日附はイスラム暦一二六四年、つまり西暦一八四七—八年である。ただし、イスラム暦一二七五年（西暦一八五八年）ラビーゥⅡ月二七日附、アシュート縣の一村落住民の「徵兵免除」嘆願文書に記載された「住民簿」の寫しから判斷すれば、この村落住民の「住民簿」への登錄は當該嘆願文書の作成時の八年前、つまり一八五〇年ということになる。このように、「住民簿」の作成は地域によって多少の時間差をともなったものと思われる。カルトン番號二二〔Ⅱ〕文書番號二八六（*maḥfaẓa raqm 22 [II], wathīqa raqm 286*）。

(18) Aḥmad Kamāl, *majmūʿat al-qawānīn wa al-lawāʾiḥ al-ṣiḥḥīya al-maʿmūl bi-hā fī miṣr*, Cairo, 1935, pp. 1—15.

(19) 村長（ʿumda, pl. ʿumad）という職種が公文書のなかにあ

らわれる最初は、現在確認できる限りでは、一八四三年である。この村長職の創設に代表される當時の農村行政の再編成、そしてこの再編成の背景にあるエジプト政府の政策、エジプト社會の變容については、以下の文獻を參照のこと。加藤博「エジプトにおける私的土地所有權の確立」一一六—一一七頁。

(20) 例えば、カルトン番號二〔Ⅱ〕文書番號五五四、カルトン番號二二〔Ⅱ〕文書番號二九九（*maḥfaẓa raqm 2 [II]*, *wathiqa raqm 554*, *maḥfaẓa raqm 22 [II]*, *wathiqa raqm 299*）などを參照のこと。

(21) 以下の文獻の附錄として翻譯された一八五八年八月二四日附、「通行・市場稅」新規則の項目二三を參照のこと。加藤博「一九世紀中葉エジプトにおける稅制度——その二、通行・市場稅——」（『東洋文化研究所紀要』第一〇三冊、昭和六二年）三八—三九頁。

(22) 農民は本籍地として登錄された村落から外へ出る際には、村長老による彼の身分保證を待って郡長官（ḥākim al-khuṭṭ）が發行する通用手形（tadhkira）を取得しなければならなかった。H. Rivlin, *The Agricultural Policy of Muḥammad 'Ali in Egypt*, Harvard University Press, 1961, pp. 94—95.

(23) 加藤博「エジプトにおける私的土地所有權の確立」、とりわけその第三節を參照のこと。

(24) 一九世紀中葉の『エジプト總督內閣官房トルコ語局文書』には、多くの逃亡兵關係文書が收錄されており、當時のエジプト政府にとって、逃亡兵問題が大きな關心事であったことを示している。こうした逃亡兵關係文書の分析は後日に期すこととして、ここではとりあえず、當時の逃亡兵問題文獻として、以下をあげておく。Shalabī, *al-miṣriyūn wa al-jundiya*, pp. 141—170.

(25) 以上の論述から明らかなように、私は、同じ村役人ながら、村長老（shaykh al-balad）と村長（'umda）との間に顯著な性格の差を認める。これに對して、ベアーは（例えば、G. Baer, "The Village Shaykh, 1800—1950", in *Studies in the Social History of Modern Egypt*, The University of Chicago Press, 1969, p. 31）、兩者の間に管轄地域の大小という規模の違いを指摘するのみで、そこに質的な違いを認めていない。確かに、ウムダ職の創設を定めた法令を確認することは出來ず、一九世紀後半の公式文書においてしばしば、兩者が區別なく扱われていることも事實である。しかし、ある程度の規模をもつ村落には必ず複數のシャイフがいたことに示されているように、本來シャイフとは、村落のなかの地區（ḥiṣṣa あるいは nāḥiya）——そしてそれは後に述べるアーイラと呼ばれた同族集團によって住まわれていた——を基盤に選任された村役人であったのに對して、ウムダは、どのように大きな規模をもつ村落であっても、必ず一人しか選任されない、いわば行政村の長であった。從って、ベアーと私との間の見解の相違は以下の二點に基づいている。第一は、ベアーがウムダ、シャイフを村役人として一括し、彼らの職能の時間的變容に分析を集中させているのに對し、私は一九世紀中葉における農村行政の再編過程をきわめて重

視し、それとの關連からウムダ職、シャイフ職を意味づけようと試みていることである。そして第二は、ペアーが一九世紀エジプト農村社會における地緣的村落共同體の存在を自明視しているのに對し、私は、本來のシャイフ職の選出基盤と、その性格から判斷して、かかる村落共同體の存在を疑問視していることである。

(26) その他に、家族構成員の年齡の眞憑性を問題にすることが出來るであろう。例えば、後述する家族構成の事例⑥の年齡はすべて一の位の端數のない數値となっており、事例⑦⑫では、六〇歲の女性が一歲の娘を生んだことになっている。しかし、そもそも當時のエジプト農村社會の住民の意識において、正確な年齡などたいした重要性をもたなかったであろうことを考えるならば、この問題に餘り拘泥する必要はないであろう。

(27) 以下の一四の事例の出典は次の通りである。事例①—カルトン番號二〔Ⅱ〕文書番號三一九(*maḥfaẓa raqm 2*〔*II*〕, *wathiqa raqm 319*)。事例②—カルトン番號二〔Ⅱ〕文書番號三三七(*maḥfaẓa raqm 2*〔*II*〕, *wathiqa raqm 337*)。事例③—カルトン番號二〔Ⅱ〕文書番號三四九(*maḥfaẓa raqm 2*〔*II*〕, *wathiqa raqm 349*)。事例④—カルトン番號二〔Ⅱ〕文書番號三九一(*maḥfaẓa raqm 2*〔*II*〕, *wathiqa raqm 391*)。事例⑤—カルトン番號二〔Ⅱ〕文書番號四三〇(*maḥfaẓa raqm 2*〔*II*〕, *wathiqa raqm 430*)。事例⑥—カルトン番號二〔Ⅱ〕文書番號四八二(*maḥfaẓa raqm 2*〔*II*〕, *wathiqa raqm 482*)。事例⑦—カルトン番號二〔Ⅱ〕文書番號五〇四(*maḥfaẓa raqm 2*〔*II*〕, *wathiqa raqm 504*)。事例⑧—カルトン番號二〔Ⅱ〕文書番號五〇五(*maḥfaẓa raqm 2*〔*II*〕, *wathiqa raqm 505*)。事例⑨—カルトン番號二〔Ⅱ〕文書番號五五四(*maḥfaẓa raqm 2*〔*II*〕, *wathiqa raqm 554*)。事例⑩—カルトン番號二〔Ⅱ〕文書番號五六一(*maḥfaẓa raqm 2*〔*II*〕, *wathiqa raqm 561*)。事例⑪—カルトン番號二〔Ⅱ〕文書番號五六三(*maḥfaẓa raqm 2*〔*II*〕, *wathiqa raqm 563*)。事例⑫—カルトン番號二〔Ⅱ〕文書番號五六五(*maḥfaẓa raqm 2*〔*II*〕, *wathiqa raqm 565*)。事例⑬—カルトン番號二二〔Ⅱ〕文書番號二八六(*maḥfaẓa raqm 22*〔*II*〕, *wathiqa raqm 286*)。事例⑭—カルトン番號二二〔Ⅱ〕文書番號二九九(*maḥfaẓa raqm 22*〔*II*〕, *wathiqa raqm 299*)。

(28) ウスラ(usra)、アーイラ(ʿāʾila)の社會的・經濟的機能をめぐる議論については、以下の拙稿のなかで言及された諸文獻を參照のこと。加藤博「近代エジプト農村社會研究のためのノート」(『東洋文化』第六三號、一九八三年)、二二〇—二二五、二三五頁。

(29) 家族共同土地保有制度については、註(13)を參照のこと。

AGRARIAN SOCIETY IN MID-NINETEENTH CENTURY EGYPT
——As Reflected in the Petitions of Fallāḥs for Exemption from Military Service——

KATO Hiroshi

The recruitment of fallāḥs (peasants) for military service in the nineteenth century affected the foundations of Egyptian agrarian society because it deprived the Egyptian rural areas of agricultural labor. The fallāḥs hated the conscription as a "blood tax" and ventured to present petitions directly to the central government, a form of protest which was officially permitted for fallāḥs in those days. The sentiments of fallāḥs regarding conscription are well reflected in their petitions for exemption from military service for sons who were drafted.

The aim of this article is to point out some characteristics of Egyptian agrarian society in the mid-nineteenth century by analyzing the form and contents of thirty-six petitions related to conscription. These documents are among the unpublished documents called *maḥāfiẓ ma'īya sanīya turkī* in the Egyptian National Archives (Dār al-wathā'iq al-Qawmīya). This article consists of five chapters. The first and second describe the thirty-six petitions in terms of their form and contents. The third, fourth and fifth analyze the contents of the petitions with respect to the mechanisms of village control, the organization of the village and the structure of the family respectively.